

会議の公開等について

- Y 議事は公開とする。
- Y 配付資料は原則公表する。ただし、提出者が非公表を希望する場合は、公表しない。
- Y 議事録は、発言者の確認を経た上で公表する。
- Y 配布資料及び議事録の公表は、内閣府ホームページにて行う。

(以上。)